

令和7年
7月1日より

し尿・家庭雑排水汚泥処理の手数料が改定されます

し尿・家庭雑排水汚泥処理の手数料につきまして、最近の収集量の減少、諸経費の物価高騰を踏まえ下記のとおり改定することになりました。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

新料金表(令和7年7月1日収集分から適用)

種 別	取扱区分	令和7年6月までの 処理手数料	令和7年7月からの 処理手数料
し 尿	一般 料金 18 リットルにつき (18 リットル未満は、18 リットルとみなす)	128 円	<u>172 円</u>
	付加 料金 作業に要する距離が 40 メートルを 超え 60 メートルまでの場合	1 件につき 145 円	<u>廃 止</u>
	付加 料金 作業に要する距離が 60 メートルを 超える場合	1 件につき 292 円	<u>廃 止</u>
家庭雑排水 汚泥 (浄化槽 1 基 につき)	100 リットル未満	1,560 円	<u>廃 止</u>
	150 リットル未満	—	<u>2,100 円</u>
	100 リットル以上 150 リットル未満	1,780 円	<u>廃 止</u>
	150 リットル以上 200 リットル未満	1,980 円	<u>2,520 円</u>
	200 リットル以上 250 リットル未満	2,200 円	<u>2,980 円</u>
	250 リットル以上 300 リットル未満	—	<u>3,430 円</u>
	250 リットル以上の浄化槽	2,200 円に 50 リットル増すごとに 310 円を加算した額	<u>廃止</u>
	300 リットル以上の浄化槽	—	<u>3,430 円に 50 リットル増すごとに 440 円を加算した額</u>

◎問い合わせ先 住民環境課環境保全係 ☎82-3111(内線125) 直通75-6204

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

令和7年5月26日の改正法施行に伴い、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。

氏名のフリガナを確認するため、令和7年5月26日以降、本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが郵送で通知されます。

通知が届いたら必ず内容を確認してください。通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても、令和8年5月26日以降、通知のとおり戸籍に記載されます。

通知のフリガナが誤っている場合は、令和8年5月25日までに、必ず届出をしてください。



坂城町からの通知の発送は、7月を予定しています。
詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

法務省HP



◎問い合わせ先 住民環境課住民係 ☎82-3111(内線122) 直通75-6204